

有価証券報告書

(第91期) 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

この書類（このページ及び目次を含まない）は、EDINETで提出した元データを出
力したものに、当社が独自に目次を付したものです。

（EDINETの閲覧から出力したものではありません。）

森永乳業株式会社

(E00331)

目次

【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	5
4【関係会社の状況】	7
5【従業員の状況】	9
第2【事業の状況】	10
1【業績等の概要】	10
2【生産、受注及び販売の状況】	11
3【対処すべき課題】	12
4【事業等のリスク】	14
5【経営上の重要な契約等】	15
6【研究開発活動】	16
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3【設備の状況】	21
1【設備投資等の概要】	21
2【主要な設備の状況】	22
3【設備の新設、除却等の計画】	26
第4【提出会社の状況】	27
1【株式等の状況】	27
(1)【株式の総数等】	27
(2)【新株予約権等の状況】	28
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	45
(4)【ライツプランの内容】	45
(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】	45
(6)【所有者別状況】	45
(7)【大株主の状況】	46
(8)【議決権の状況】	47
(9)【ストックオプション制度の内容】	48
2【自己株式の取得等の状況】	50
3【配当政策】	51
4【株価の推移】	51
5【役員の状況】	52
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】	56
(2)【監査報酬の内容等】	62
第5【経理の状況】	63
1【連結財務諸表等】	64
(1)【連結財務諸表】	64
①【連結貸借対照表】	64
②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	66
【連結損益計算書】	66
【連結包括利益計算書】	67
③【連結株主資本等変動計算書】	68
④【連結キャッシュ・フロー計算書】	70
【注記事項】	72
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	72
(会計方針の変更)	74
(未適用の会計基準等)	75
(連結貸借対照表関係)	76
(連結損益計算書関係)	77
(連結包括利益計算書関係)	79
(連結株主資本等変動計算書関係)	80
(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	82
(リース取引関係)	83

(金融商品関係)	85
(有価証券関係)	88
(デリバティブ取引関係)	90
(退職給付関係)	92
(ストック・オプション等関係)	95
(税効果会計関係)	101
(資産除去債務関係)	102
(賃貸等不動産関係)	102
(セグメント情報等)	103
【セグメント情報】	103
【関連情報】	105
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	106
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	106
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	106
【関連当事者情報】	107
(1株当たり情報)	107
(重要な後発事象)	107
⑤【連結附属明細表】	108
【社債明細表】	108
【借入金等明細表】	109
【資産除去債務明細表】	109
(2)【その他】	110
2【財務諸表等】	111
(1)【財務諸表】	111
①【貸借対照表】	111
②【損益計算書】	114
③【株主資本等変動計算書】	115
【注記事項】	117
(重要な会計方針)	117
(表示方法の変更)	118
(貸借対照表関係)	119
(損益計算書関係)	121
(有価証券関係)	122
(税効果会計関係)	122
(重要な後発事象)	123
④【附属明細表】	124
【有形固定資産等明細表】	124
【引当金明細表】	124
(2)【主な資産及び負債の内容】	125
(3)【その他】	125
第6【提出会社の株式事務の概要】	126
第7【提出会社の参考情報】	127
1【提出会社の親会社等の情報】	127
2【その他の参考情報】	127
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	128
連結／当年／監査	129
単体／当年／監査	131

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【事業年度】	第91期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮原道夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	財務部経理課長 町田勝重
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	財務部経理課長 町田勝重
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	585,116	583,019	578,299	591,197	599,273
経常利益 (百万円)	17,018	18,746	13,187	10,551	12,395
当期純利益 (百万円)	8,017	6,164	4,608	5,016	4,839
包括利益 (百万円)	—	8,908	5,635	6,133	6,899
純資産額 (百万円)	103,635	110,310	113,935	116,750	120,959
総資産額 (百万円)	357,880	348,394	366,190	368,498	360,578
1株当たり純資産額 (円)	405.26	434.37	449.35	469.07	486.84
1株当たり当期純利益金額 (円)	31.78	24.57	18.39	20.04	19.60
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	31.72	24.52	18.34	19.98	19.54
自己資本比率 (%)	28.4	31.3	30.8	31.4	33.3
自己資本利益率 (%)	8.1	5.9	4.2	4.4	4.1
株価収益率 (倍)	11.6	12.1	17.7	14.3	16.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	29,497	30,913	23,342	21,055	21,946
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△15,587	△17,388	△14,221	△13,312	△15,930
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,762	△15,959	△2,889	△6,859	△18,211
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	12,555	10,101	16,336	17,305	7,080
従業員数 (名)	5,653	5,627	5,639	5,712	5,664
[外、平均臨時雇用者数]	[2,087]	[2,844]	[2,751]	[2,617]	[2,435]

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (百万円)	450,435	444,593	437,330	446,218	443,640
経常利益 (百万円)	12,987	13,607	8,701	5,977	7,050
当期純利益 (百万円)	6,444	4,287	2,654	2,394	3,327
資本金 (百万円)	21,704	21,704	21,704	21,704	21,704
発行済株式総数 (株)	253,977,218	253,977,218	253,977,218	253,977,218	253,977,218
純資産額 (百万円)	73,308	78,916	80,649	80,977	83,787
総資産額 (百万円)	294,785	288,661	304,178	310,518	304,633
1株当たり純資産額 (円)	291.55	314.22	321.05	327.11	338.44
1株当たり配当額 (円)	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	25.55	17.09	10.59	9.57	13.47
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	25.50	17.05	10.56	9.54	13.43
自己資本比率 (%)	24.8	27.3	26.5	26.0	27.4
自己資本利益率 (%)	9.1	5.6	3.3	3.0	4.0
株価収益率 (倍)	14.4	17.4	30.7	30.0	24.6
配当性向 (%)	27.4	41.0	66.1	73.1	52.0
従業員数 (名)	3,103	3,092	3,091	3,122	3,123
[外、平均臨時雇用者数]	[528]	[738]	[726]	[689]	[691]

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【沿革】

当社は、大正6年乳製品の製造販売を主たる事業目的とする日本煉乳株式会社として設立されました。その後森永製菓株式会社との合併分離を経過して、昭和24年、現在の森永乳業株式会社が設立されました。

昭和42年10月、生産販売一体の実をあげるため森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け今日に至っておりますが、当社を含め企業集団に係る概要は次のとおりであります。

西暦	年月	概要
1917年	大正6年9月	日本煉乳株式会社設立
1919年	〃 8年5月	小缶煉乳森永ミルクを発売
1920年	〃 9年7月	森永製菓株式会社と合併し、同社畜産部(後に煉乳部)となる
1921年	〃 10年11月	森永ドライミルク(育児用粉乳)を発売
1927年	昭和2年9月	森永製菓株式会社煉乳部を分離し、新たに森永煉乳株式会社設立
1929年	〃 4年12月	森永牛乳を発売
1933年	〃 8年9月	森永チーズを発売
1937年	〃 12年7月	森永ヨーグルトを発売
1941年	〃 16年5月	森永煉乳株式会社を森永乳業株式会社に改称
1942年	〃 17年10月	森永製菓株式会社と合併
1943年	〃 18年11月	森永製菓株式会社を森永食糧工業株式会社に改称
1947年	〃 22年6月	森永アイスクリームを発売
1949年	〃 24年4月	森永乳業株式会社設立
1954年	〃 29年9月	東京証券取引所に株式上場
1957年	〃 32年4月	東京工場を開設
1959年	〃 34年4月	阪神工場(現近畿工場)を開設
1961年	〃 36年4月	クリープ(粉末クリーム)を発売
1966年	〃 41年1月	名古屋市乳工場(現中京工場)を開設
1966年	〃 41年2月	東京多摩工場を開設
1967年	〃 42年10月	森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け
1970年	〃 45年2月	クラフト社(現クラフトフーズ・グループ社、モンデリーズ・インターナショナル社)と提携 エムケーチーズ株式会社(現連結子会社)を設立
1970年	〃 45年6月	大和工場および村山工場を開設
1971年	〃 46年12月	サンキストグローワーズ社と商標の使用契約を締結
1973年	〃 48年2月	利根工場を開設
1975年	〃 50年10月	別海工場を開設
1977年	〃 52年6月	森永ビヒダス(ビフィズス菌入り乳製品)を発売
1981年	〃 56年4月	ロングライフのハンディパック乳飲料(ピクニック)を発売
1984年	〃 59年9月	リプトン社(現ユニリーバ・ジャパン・ビバレッジ社)と商標の使用契約を締結
1985年	〃 60年5月	Morinaga Nutritional Foods, Inc.(米国)(現連結子会社)を設立
1989年	平成元年10月	研究・情報センターを開設
1993年	〃 5年2月	マウントレーニア・カフェラッテ(カップ入り乳飲料)発売
1993年	〃 5年6月	低リンミルクL.P.Kが特定保健用食品の第1号として厚生省から許可を受ける
2003年	〃 15年4月	「ラクトフェリンの工業的な製造法の開発」文部科学大臣賞受賞
2005年	〃 17年3月	富士乳業株式会社(現連結子会社)三島工場(新製造棟)稼働
2005年	〃 17年4月	全国の販売子会社9社を株式会社デイリーフーズ(現連結子会社)に吸収合併
2006年	〃 18年1月	神戸工場を開設
2007年	〃 19年12月	東北森永乳業株式会社(現連結子会社)設立
2008年	〃 20年6月	別海工場チーズ新棟稼働
2008年	〃 20年8月	沖縄森永乳業株式会社(現連結子会社)新工場(中頭郡西原町)稼働
2010年	〃 22年2月	北海道森永乳業販売株式会社(現連結子会社)設立
2013年	〃 25年5月	浦幌乳業株式会社(現連結子会社)新棟稼働
2013年	〃 25年9月	清水乳業株式会社の生産を中止

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社62社および関連会社7社で構成され、市乳、乳製品、アイスクリーム等の食品の製造販売を中心に、さらに飼料、プラント設備の設計施工、その他の事業活動を展開しております。当グループの事業に係わる各社の位置付けおよび事業の系統図は次のとおりです。

(1) 当グループの事業に係わる各社の位置付け

① 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

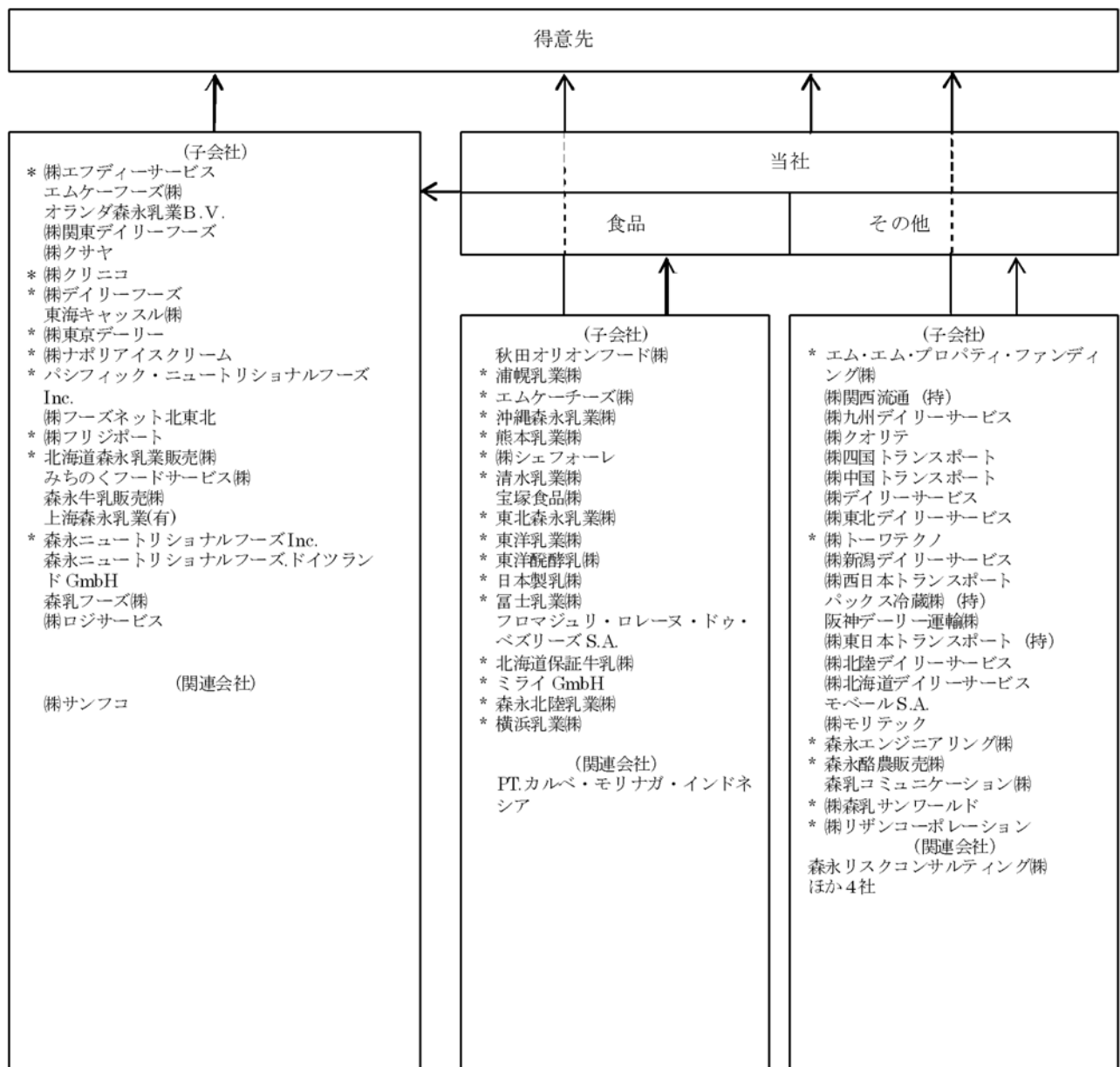
当社が製造販売するほか、当社が販売する商品の一部をエムケーチーズ㈱、横浜乳業㈱、富士乳業㈱、東北森永乳業㈱ほか15社に委託製造を行っております。また、㈱デリーフーズほか21社は、主として当社より商品を仕入れ全国の得意先に販売しております。

② その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

森永酪農販売㈱が飼料、㈱森乳サンワールドがペットフードの仕入販売を行っております。

森永エンジニアリング㈱ほか25社は、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸、運輸倉庫業などを行っております。

(2) 事業の系統図



- (注) 1. 前連結会計年度まで非連結子会社であった浦幌乳業㈱は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社に移行いたしました。
2. ㈱トーワテクノは、非連結子会社であった豊和機械㈱を平成25年4月1日に吸収合併いたしました。
3. 清水乳業㈱は、平成25年9月末をもって生産を中止し、清算手続きを実施しております。

4. 連結子会社であった九州森永乳業(株)は、平成25年7月に会社清算いたしました。
5. 前連結会計年度まで非連結子会社であった(株)デリー運輸は、会社清算いたしました。
6. 前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であったハルビン森永乳業(有)は持分を譲渡したため、持分法適用の関連会社から除外いたしました。
7. →は製品および商品の流れを示しております。
8. *の会社は連結子会社、(持)の会社は持分法適用会社です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱デリーフーズ (注) 2, 5	東京都港区	497	食品	100.0 (10.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社従業員10名がその役員を兼務しております。
東北森永乳業㈱	宮城県仙台市宮城野区	470	食品	100.0 (12.0)	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱フリジポート	東京都港区	310	食品	100.0 (7.7)	乳製品等の販売会社であり、当社従業員10名がその役員を兼務しております。
東洋乳業㈱	広島県広島市安佐北区	215	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
エムケーチーズ㈱	神奈川県綾瀬市	200	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
㈱クリニコ	東京都目黒区	200	食品、その他	100.0	栄養食品、医薬品等の販売会社であり、当社役員1名、従業員9名がその役員を兼務しております。
㈱東京デリー	東京都江東区	121	食品	100.0	チーズ等の販売会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
㈱リザンコーポレーション	東京都目黒区	100	その他	100.0	不動産の賃貸、営業用車輛等のリース会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
森永北陸乳業㈱	福井県福井市	90	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
㈱トーワテクノ	広島県広島市安芸区	90	その他	100.0 (16.9)	プラントの設計、施工及び機器の販売会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
㈱森乳サンワールド	東京都港区	61	その他	100.0	飼料等の販売会社であり、当社役員1名、従業員4名がその役員を兼務しております。
㈱シェフオーレ	千葉県八千代市	60	食品	100.0 (33.4)	手作りデザート等の製造会社であり、当社従業員9名がその役員を兼務しております。
清水乳業㈱	静岡県静岡市清水区	54	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員2名がその役員を兼務しております。
森永酪農販売㈱	東京都港区	42	その他	100.0 (20.1)	飼料等の販売を行う会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
東洋醗酵乳㈱	愛知県名古屋市長区	30	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
北海道森永乳業販売㈱	北海道札幌市白石区	30	食品	100.0 (49.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社従業員9名がその役員を兼務しております。
㈱ナポリアイスクリーム	東京都新宿区	20	食品	100.0	アイスクリーム類の製造・販売会社であり、当社従業員4名がその役員を兼務しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 浦幌乳業㈱	北海道十勝郡浦幌町	20	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱エフディーサービス	愛知県刈谷市	10	食品	100.0 (100.0)	物流業務の受託・運営等を行う会社であり、当社従業員4名がその役員を兼務しております。
ミライGmbH (注) 2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 50	食品	100.0	原料乳製品の製造販売会社であり、役員は兼務していません。
森永ニュートリショナルフーズInc. (注) 2	米国カリフォルニア州 トーランス市	百万ドル 21	食品	100.0	豆腐他大豆加工食品の販売会社であり、当社従業員3名がその役員を兼務しております。
日本製乳㈱	山形県東置賜郡高島町	140	食品	99.1	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
富士乳業㈱	静岡県駿東郡長泉町	50	食品	98.8	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
沖縄森永乳業㈱	沖縄県中頭郡西原町	305	食品	97.3	市乳製品等の製造・販売会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
熊本乳業㈱	熊本県熊本市	50	食品	97.1	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
横浜乳業㈱	神奈川県綾瀬市	60	食品	96.5 (11.7)	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
森永エンジニアリング㈱	東京都港区	200	その他	90.0	プラントの設計、施工及び機器の販売会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
北海道保証牛乳㈱	北海道小樽市	97	食品	87.2	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員5名がその役員を兼務しております。
パシフィック・ニュートリショナルフーズInc. (注) 2	米国オレゴン州 テュアラティン市	百万ドル 21	食品	80.0 (80.0)	豆腐他大豆加工食品の製造会社であり、当社役員1名、従業員4名がその役員を兼務しております。
エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱ (注) 3	東京都港区	10	その他	—	提出会社は、同社との契約に基づき匿名組合に対して出資しております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配していると認められるため子会社としたものであります。

4 上記の会社はすべて有価証券届出書又は有価証券報告書の提出はしていません。

5 ㈱デリーフーズの売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）が連結売上高に占める割合は10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	101,929百万円
	(2)経常利益	455百万円
	(3)当期純利益	241百万円
	(4)純資産額	9,217百万円
	(5)総資産額	24,957百万円

6 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成26年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)	
食品	5,202	[2,363]
その他	287	[63]
全社(共通)	175	[9]
合計	5,664	[2,435]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成26年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,123 [691]	36.6	14.0	6,734,674

セグメントの名称	従業員数(名)	
食品	2,948	[682]
その他	—	[—]
全社(共通)	175	[9]
合計	3,123	[691]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当グループには、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟している全森永労働組合等が組織されており、グループ内の組合員数は3,706人であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はございません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国の経済は、政府・日銀の経済・金融政策の効果もあり、円高の是正や株価の上昇等が進行し、回復の傾向が見られました。しかしながら、海外経済の減速リスクや、4月からの消費税率引き上げによる景気への影響等、依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、一部では消費税率引き上げ前の駆け込み需要も見られましたが、依然として消費者の節約志向は続きました。一方で、原材料やエネルギーの価格高騰の影響もあり、厳しい状況が続きました。

酪農乳業界におきましても、飼料価格高騰を受け、昨年10月に約4年半ぶりに飲用向け生乳取引価格が引き上げられ、牛乳等の出荷価格を改定いたしました。

このような環境のもとで、当社グループは、引き続きお客さまのニーズに応えた商品の開発・改良に努めるとともに、原材料の有利調達および生産・物流の合理化や販売促進費の効率的な支出など、徹底的なローコストオペレーションにも取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は前年比1.4%増の5,992億7千3百万円となりました。

利益面では、連結営業利益は前年比17.9%増の119億8千2百万円、連結経常利益は前年比17.5%増の123億9千5百万円となりました。連結当期純利益は、生産体制効率化のための費用が増加したこともあり、前年比3.5%減の48億3千9百万円となりました。

セグメントの状況（セグメント間取引消去前）は、次のとおりです。

① 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

当連結会計年度の売上高は、5,764億2千7百万円（前年比1.3%増）となり、また、営業利益は181億9千3百万円（前年比18.3%増）となりました。

② その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

その他の事業につきましては、売上高は293億6千7百万円（前年比1.5%減）となり、また、営業利益は24億7千9百万円（前年比30.7%減）となりました。

なお、提出会社の管理部門にかかる費用など事業セグメントに配賦していない全社費用が80億9千万円あります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前期末が金融機関休業日であった影響などを受けましたが、前連結会計年度に比べ概ね同水準の8億9千万円増の219億4千6百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ26億1千8百万円支出増の△159億3千万円となりました。これは、投資有価証券の売却による収入が減少したことなどによるものです。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ17億2千8百万円減の60億1千5百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ113億5千2百万円支出増の△182億1千1百万円となりました。これは、借入金の返済や社債の償還による支出が、前連結会計年度に比べ増加したことなどによるものです。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ102億2千4百万円減の70億8千万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
食品事業	409,429	+0.9
その他の事業	2,931	△11.7
合計	412,360	+0.8

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)
食品事業	—	—	—	—
その他の事業	8,493	△25.4	2,078	△31.6
合計	8,493	△25.4	2,078	△31.6

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
食品事業	576,427	+1.3
その他の事業	29,367	△1.5
セグメント間の内部売上高または振替高	△6,521	—
合計	599,273	+1.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績については、いずれの当該販売実績も、総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため、記載をしておりません。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

1. 経営の基本方針

当社グループは、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、「お客さまに満足と共感をいただける価値ある商品、サービスを提供する」「変革に努め、独自の価値を創造する」「社員が生き活きと働く企業風土をつくる」「社会から信頼される企業となる」という4つの経営ビジョン実現に向けた取り組みを通じて、社会に優れた価値を提供し貢献してまいります。

2. 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

国内の少子高齢化や人口の減少による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化、新興国の経済発展に伴う食料やエネルギー価格の上昇傾向は、中長期的に続くものと考えております。

これらの課題に対処し、また、次の5つの経営課題に取り組むことで、経営と業務の一層の効率化に注力してまいります。具体的には「カテゴリーNo.1商品の育成」「事業の選択と集中」「生産性の抜本的な改革、資本効率の改善」「国際競争力の強化」「企業文化の変革」であります。

「カテゴリーNo.1商品の育成」としましては、チルドカップ飲料、ヨーグルト、チーズなどの強化育成分野を積極的に拡大するとともに、シェアNo.1である流動食の強みや当社の独自素材、独自技術を活用して新市場を創出してまいります。

「国際競争力の強化」の一環としましては、ドイツにある子会社のミライ GmbHに新工場を増設し、新興国を中心に増え続けることが期待される乳原料の需要に対して供給体制を整えてまいります。

また、業務の適正を確保するためのグループ内部統制の充実や、お客さまに安全・安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、第87期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を更新しております。旧プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の当社第90期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の終結の時までとされておりましたが、当社は、本総会において株主のみなさまの承認をいただき、旧プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（以下に定義されます。）との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共

同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態などに影響をおよぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 酪農乳業界について

- ・当社グループが生産する牛乳・乳製品には、国内農業の保護を目的とした関税制度が設けられておりますが、WTO、TPP、FTA農業交渉の結果いかんによって関税制度に大幅な変更があれば、当社グループの業績および財政状態に大きく影響する可能性があります。
- ・当社グループが生産する乳製品の原料である生乳の生産者に対しては「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づく補給金が支払われており、将来において同法律が大幅に変更もしくは廃止され、補給金の水準が変化する場合は、当社グループの原料購入価格に影響を受ける可能性があります。

(2) 食品の安全について

当社グループの製品製造にあたっては、法律よりも厳しい独自の品質管理基準を適用し、食品の安全性や品質の確保に万全を期しておりますが、大規模な回収や製造物責任賠償につながるような不測の製品事故などの発生は、当社グループの業績および財政状態に重大な影響をおよぼす可能性があります。

(3) 相場・為替レートの影響について

当社グループは、一部の原材料および商品を海外から調達していることから、これらの相場や為替レートの変動により購入価格に影響を受けます。相場の高騰および為替レートの円安の進行は、原価の上昇要因となり、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(4) 天候不順について

当社グループのアイスクリーム部門・市乳部門の売上は、天候の影響を受ける可能性があります。特に、冷夏の場合はこれらの部門の売上が減少し、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(5) 天災について

地震などの大規模な自然災害の影響で生産・物流施設等が損害を被ることにより生産が停滞し、復旧のための費用が発生することにより、業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティについて

当社グループでは、グループ各社が保有する個人情報の保護・管理ならびに情報システムへの不正アクセス防止のための情報セキュリティ対応策を策定し、取り組んでおります。しかしながら、不測の事態により情報の流出等が発生した場合には、社会的信用の低下などによって、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(提出会社)

1. 当社が技術援助等を受けている契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
サンキストグローワーズ社	米国	清涼飲料水等	サンキスト商標の使用権の設定	昭和63年4月8日から 平成9年3月31日まで 以後5年ごとの自動更新
KRAFT FOODS GROUP, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から 平成31年5月21日まで
MONDELEZ INTERNATIONAL, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から 平成31年6月8日まで
ユニリーバ・ジャパン・ビバレ ッジ株式会社	日本	紅茶飲料	リプトン商標の使用権の設定	平成17年7月1日から 平成22年12月31日まで 以後3年ごとの自動更新

(注) 上記についてはロイヤリティとして、売上高の一定率を支払っております。

2. 販売契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
ユニリーバ・ジャパン・カスタ マーマーケティング株式会社	日本	小売用および 業務用のリプ トンリーフテ ィー、リキッ ドティー、パ ウダーティー 等	日本国内における総販売元に関 する基本売買契約	平成22年6月1日から 平成25年12月31日まで 以後3年ごとの自動更新

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発部門では、食品総合研究所、栄養科学研究所、食品基盤研究所、装置開発研究所、分析センター、および応用技術センターの4研究所、2センターの体制のもと、「“おいしい”をデザインする」を基本テーマに、「健康に寄与する商品」、「安全で品質の高い商品」、「おいしくて使いやすい商品」、「楽しさや安らぎを提供する商品」をお客さまにお届けするよう研究開発活動を行っております。

食品総合研究所および栄養科学研究所では、関係事業部との連携により、商品開発力と研究開発スピードの向上を目標として各種商品の研究開発を行っております。食品基盤研究所では、ビフィズス菌、ラクトフェリン、乳ペプチド、アロエベラといった健康関連素材や食品の機能研究をはじめ、各商品分野で求められるおいしさの追求に関する基盤研究など、差別化につながる新技術や当社グループが将来必要とする中長期的テーマの育成を基本方針としております。装置開発研究所では、製造プロセスや機器類の開発・改良を担当し、分析センターでは、商品の安全性と品質向上のための分析技術の研究に取り組んでおります。また、応用技術センターでは、当社製品や乳素材のお客さまにとっての価値を高めることを目的に、レシピの開発と製商品の評価を行っております。

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は4,991百万円であり、セグメント別には、次のとおりであります。

食品	4,972	百万円
その他	18	〃
計	4,991	〃

各事業分野別の主な新製品開発、製品改良事項は以下の通りです。

牛乳・乳製品および一般食品を中心とする食品分野では、お客さまニーズの反映と新たな市場開拓を実現できる新技術開発を積極的に進めたほか、従来の技術に新しい製造加工技術を付加し、「おいしさ」、「楽しさ」、「健康」、「栄養」、「環境」に配慮した商品を上市してまいりました。主な新商品、新技術は以下のとおりです。

飲料では、チルドカップコーヒーのトップブランド「マウントレニア」の「マウントレニア ダブル」シリーズに「マウントレニア ダブル シンプルラテ」を加えました。本製品は、「コーヒー」規格と比べ2倍量のコーヒー豆を使用し、独自の『ダブルエスプレッソ製法』で、コク深く、香り豊かなエスプレッソを実現し、また、環境にも配慮した国際的な非営利団体『レインフォレスト・アライアンス』の認証を受けているブラジルの名門「ダテラ農園」と開発したオリジナルのコーヒー豆を100%使用しています。「リプトン」ブランドの飲料では、“紅茶”という枠組みを越えて2012年に発売した「リプトン抹茶ミルク」をリニューアルしました。厳選した宇治抹茶を100%使用し、上品な苦味が感じられる抹茶にミルクと生クリームを加えることで、コク深い味わいに仕上げました。さらに同シリーズでは、「リプトン MATCHA LATTE」をチルドカップ（240ml）で新発売しました。

デザートでは、「体脂肪計タニタの社員食堂」がベストセラーとなった株式会社タニタと共同し、『美味しさ』と『満足感』を実現したプリンのシリーズ製品として、「タニタ食堂[®]の100kcalデザート ミルクプリン」、「タニタ食堂[®]の100kcalデザート チョコレートプリン」を発売しました。近年の健康意識の高まりにより、食品業界でもカロリーや脂肪を抑えた「ライト」型商品が増加していますが、デザートについても特に女性を中心に低カロリーの要素が求められているものの“おいしさ”との両立を図るのが難しいカテゴリーであり、「ライト」型商品は、「美味しくなく」「コクがない」といったイメージが定着しておりました。この従来のイメージを払拭するため、脂肪分を抑えることで、通常プリンの3～5割のカロリーをカットした100kcal（1個85gあたり）で、人工甘味料は使用せず、素材の味を活かした“自然な甘さ”に仕上げています。一方、近年、生クリームの市場規模は、拡大しており、当社で実施した調査によると、「ロールケーキやショートケーキのクリームだけをたっぷり食べてみたいと思うことがあるか」という問いに対し、93.3%の方があると回答しました。クリームだけを楽しむことができるカップ入りの“クリームデザート”という新しいジャンルの商品「まるごとクリームミルク&バニラ」「まるごとクリーム チョコ&チョコ」の2品を発売しました。

ヨーグルト分野では、日本初の国産ギリシャヨーグルトとして開発した「濃密ギリシャヨーグルト PARTHENO（パルテノ）」が、従来の「はちみつ付」「プレーン」「ラズベリーソース付」に、「パッションフルーツソース付」を加え、計4種類ラインアップしました。ビフィズス菌BB536を配合した「森永ビヒダスヨーグルト 4ポット」シリーズでは、「森永ビヒダスナタデココヨーグルト4ポット 2種のアソート ナタデココ+ナタデココ&キウイ」を新たに発売しました。また、嗜好性の高いデザート市場をターゲットに、ホイップしたフルーツジュレとヨーグルトを2層にした新シリーズ「森永Doublei（ダブル）マンゴー」、「森永Doublei（ダブル）ブルーベリー」を発売しました。当社独自のビフィズス菌BB536を含むヨーグルトは、特定保健用食品として認可されているなど整腸作用が確認されていますが、新たに、ビフィズス菌BB536を含むヨーグルトには、少量でも整腸作用があることを確認しました。今回の研究では、便秘傾向者と下痢傾向者に、30g（少量）もしくは100gのビフィズス菌BB536を含むヨーグルトをそれぞれ4週間摂取させた結果、便秘傾向者、下痢傾向者双方の排便回数、便性に改善が見られることを明らかにし、リリース発表しました。また、手軽に“ラクトフェリン”、“ビフィズス菌BB536”、“モラック乳酸

菌”を摂ることができ、主に腸内に存在する免疫細胞に作用して、ヒトに本来備わっている力をサポートする宅配専用商品「カラダ強くするヨーグルト ラクトフェリンとビフィズス菌BB536」を新たに開発し発売しました。

アイスクリームでは、定番のパルムから「フルーツ PARM (パルム) ストロベリー」を開発し発売しました。

「PARM (パルム)」ならではのなめらかな舌触りの果汁感溢れるストロベリーシャーベット、しっとりとしたストロベリーアイス、ほんのりした甘さとさわやかな酸味があるストロベリーコーティングが混ざり合い、ストロベリーの複合的な味わいをお楽しみいただけます。コーティング部分はストロベリー果汁・果肉を53%使用し、急速硬化することで、噛み出しのやわらかな食感を実現しました。シャーベット・アイス部分はストロベリー果汁を36%使用しております。シャーベットは配合と製造条件の研究を重ね、今までの氷菓と比べて驚くほどのなめらかさを実現しました。MOWシリーズからは、「MOW (モウ) 濃厚ミルクバナナ」「MOW (モウ) ミルクいちご」「MOW (モウ) ミルクチョコ」「MOW (モウ) クリーミーチーズ」をリニューアル発売しました。ロングセラー商品のピノからは、森永製菓株式会社と共同し、発売100周年を迎えた「森永ミルクキャラメル」とのコラボレーションにより、「ピノ ミルクキャラメル味」を開発し、期間限定発売しました。

チーズでは、新たなチーズ活用法の提案、喫食シーン拡大による新規需要創出による市場活性化をテーマにした開発を行っています。約2,000年前にイタリアのローマ近郊で生まれた、超硬質で、力強い香りとコクが特長のロマーノチーズの特徴を受け継いだカレー専用の粉チーズ「クラフトヴァッキーノ ロマーノ」を発売し、“カレーに粉チーズ”という新たな価値を提供しています。また、「クラフト 切れてるチーズ」より、「クラフト 切れてるチーズ モッツァレラ」を開発し発売しました。「クラフト 小さなチーズケーキ」シリーズでは、プレーンとブルーベリーの2品に加えて、世界のチーズケーキの楽しみ方やその土地をイメージして開発した「クラフト 小さなチーズケーキ ～世界の国から～」シリーズを販売しました。第1弾は北イタリア発祥のデザート「ティラミス」をイメージしたチーズケーキを期間限定発売しました。

粉乳分野では、発売54年目を迎えるロングセラー商品、クリーミング・パウダー「クリープ」を、その特長である“ミルク生まれ”原料の純度をより高め、味や溶解性はそのままに、pH調整剤を不使用とするリニューアルを実施しました。

環境や社会に配慮した容器包装開発にも力を注いでいます。具体的には、ヨーグルト・デザート等の樹脂カップの軽量化、紙カップ、チーズ用フィルム等の薄肉化、軽量化および各種製品の外装ダンボールの原紙坪量軽減等に取り組み、資源の有効活用、廃棄物削減を積極的に推進しました。

栄養食品分野では、妊娠中および授乳中のお母さまと、母体を通じてのお子さまの栄養をサポートする「森永ママのDHA」を発売しました。また、通常より小さく生まれる低出生体重児向けに、母乳の栄養を強化して赤ちゃんの成長を助ける母乳添加用粉末「HMS-2」を発売し、幅広くご利用いただけるようになりました。海外においても引き続き、育児用ミルクの展開を行っています。さらに、乳・卵・小麦に対するアレルギーを持つお子さまとご家族がご家庭で簡単に楽しく作ることができるよう、アレルギー用ペプチドミルク「ニューMA-1」、「MA-mi」を使ったデザートレシピを新たに開発し、ウェブサイトで公開しました。

医療食分野では、国内で唯一「特別用途食品 病者用食品 総合栄養食品」の表示許可を受けている「CZ-Hi」や「CZ-Hi 1.5」について、クリミール「CZ-Hi」およびクリミール「CZ-Hi 1.5」にブランド名を変更するなどのリニューアルを致しました。また、摂取量を控えてもエネルギーは確保したい方や水分制限のある方などに適したハイカロリータイプのクリミール「A1.5」を発売しました。

栄養補助食品では個別の栄養管理が可能な個食タイプで、鉄・亜鉛・銅（栄養機能食品）の他、たんぱく質、ミネラル、12種類のビタミンを配合した「エンジョイカップゼリー」シリーズに「りんご味」と「コーヒー味」を追加すると共にラインアップとパッケージをリニューアルしました。また、高カロリー（125ml、200kcal）でありながら、脂質0・果汁入りのすっきりしたおいしさで栄養補給ができる「エンジョイArgina（アルギーナ）」を発売しました。寝たきりの方に起こりやすいじょく瘡（床ずれ）の改善を目的に、医療現場において注目されているアルギニン、シトルリンを配合しました。

その他の事業分野では、微酸性電解水製造装置「ピュアスター」において、2013年6月に開催されました国際食品工業展に、開発中のオーダーメイドピュアスターを参考出展しました。また、2014年3月の日本口腔機能水学会において、「微酸性電解水の消臭効果について」発表しました。また、ピュアスター水の農業分野への普及を目的として、改正農薬取締法にて規定されている特定農薬の指定取得を目指し取り組んだ結果、2014年3月28日付けで指定が得られました。今後は、ピュアスターを減農薬目的の資材として農家に販売することができるようになったことから、農薬不使用、あるいは減農薬栽培を目指す農家への普及を通じて、ピュアスター水の拡販が期待されます。

基礎研究分野では、ビフィズス菌、ラクトフェリン、乳たんぱく質や各種ホエイ素材、乳ペプチド、アロエベラ素材などの製造技術研究の他、これらの素材による、感染防御、アレルギー、血糖値上昇抑制、血圧降下、メタボリックシンドローム予防、美容などの応用研究、機能性研究を進めているほか、乳幼児及び妊婦・授乳婦の栄養研究、高齢者における病態栄養などの臨床応用研究を研究医療機関と共同で推進しております。

当社ではビフィズス菌に関する幅広い機能探索および応用研究を進めています。ビフィズス菌BB536に関しては、外部医療機関と連携しながら、潰瘍性大腸炎、透析、化学療法（抗がん治療）、外科手術などの治療を受けた患者や高齢者など様々な被験者に対する保健機能を検証し、臨床栄養分野における国内最大の学術集会である日本静脈経腸

栄養学会学術集会（JSPEN、2014年2月、横浜）にて計9題の発表が行われました。そのうち、大腸がん患者にビフィズス菌BB536を手術前後に摂取させた試験では、術後の免疫力低下や栄養状態の悪化、炎症反応が抑制され、感染性合併症の発生頻度が低下するといった結果が得られ、その効果は特に術前に化学放射線療法を受けた侵襲性の高い症例において顕著に見られたことを発表しました。

また、ビフィズス菌 M-16Vは健康な乳児から分離されたビフィズス菌で、当社の有望なプロバイオティクスとして研究開発が進められています。ビフィズス菌 M-16Vについては、これまでに低出生体重児において、正常な腸内細菌叢の形成促進、感染症発症の抑制、経腸栄養の早期確立、入院期間の短縮などの効果が示されています。また、アトピー性皮膚炎患児において腸内細菌叢を正常化し、アトピー性皮膚炎の症状を改善するなど抗アレルギー作用も示唆されています。これらの研究成果は、低体重出生児等の臨床試験を含めて計30報以上の科学論文において発表されています。今回、ビフィズス菌M-16Vは、米国における食品の安全性に関する認証制度であるGRASを、一般食品と育児粉乳の2つの用途で個別に取得し（GRAS Notice No. GRN453, GRN454）、その高い安全性が裏づけられました。

抗メタボ作用が期待されるビフィズス菌B-3（ピースリー®）に関しては、これまで動物試験において、体重や体脂肪の蓄積を抑制し、血糖値や総コレステロール値を低下させる作用などを報告しましたが、このたび外部医療機関と共同で、診察を受けている糖尿病患者を中心に、BMIが高めの人にビフィズス菌B-3含有食品を摂取させ、体重や体脂肪、血液指標に及ぼす影響について検討しました。その結果、ビフィズス菌B-3摂取群において体脂肪量の減少などが認められました。この結果を、第67回日本栄養・食糧学会大会（2013年5月、名古屋大学にて開催）にて発表しました。

また、ビフィズス菌以外に、免疫賦活作用が期待される乳酸菌として選抜されたモラック乳酸菌（MCC1849）の摂取が、インフルエンザウイルス感染を軽減するとともに、腸管での感染防御に寄与するIgA産生を促進することをマウスを用いた試験で確認し、日本農芸化学会2014年度大会（2014年3月、明治大学）にて発表しました。モラック乳酸菌（MCC1849）の免疫賦活作用は加熱殺菌した菌体で確認できたことから、生菌を利用できない食品や流動食への応用など、様々な分野での応用が期待されます。

さらにこれらの生理機能に関する研究以外に、基礎研究としてヒト腸管に棲息する種類のビフィズス菌と動物や昆虫の腸管に棲息する種類のビフィズス菌の潜在的な能力に違いの解明を目指した研究を進めており、ヒト腸管に棲息する種類のビフィズス菌は母乳との親和性が高いことやビタミン産生に優れていることを確認し、日本農芸化学会2014年度大会（2014年3月、明治大学）にて発表しました。

アロエベラに関する基礎研究では、光老化モデルマウスおよび乾燥肌女性を対象とした試験において、アロエステロール(R)含有AVGP（アロエベラゲルパウダー）摂取における肌指標への効果の検討を行いました。その結果、皮膚水分量の保持および抗シワ効果が認め、この結果を第31回日本美容皮膚科学会（2013年8月、神戸国際会議場にて開催）で発表しました。

当社は乳由来たんぱく質であるラクトフェリンに関する研究報告を1963年に初めて行ってから、2013年で50年目を迎えました。ラクトフェリンは、人などの哺乳類の乳汁や唾液などに含まれるたんぱく質で、抗菌・抗ウイルス活性や免疫調節作用などさまざまな生理機能を示すことが知られています。当社では50年にわたり、ラクトフェリンの様々な生理機能の研究を進めると共に、飲料、ヨーグルト、育児用ミルク、健康食品などへの応用、機能素材としての販売における学術支援、製造技術の確立、及び日本健康栄養食品協会、米国GRAS、欧州NOVEL FOODSなど各種規格化の推進を継続しています。2012年には、秋冬のノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の患者数の増加を背景に、ノロウイルス感染性胃腸炎の罹患状況に関するアンケート調査を実施しました。その結果、100mg/本のラクトフェリン含有食品を、ほぼ毎日または週に4-5回摂取している人は、週1回程度摂取している人と比べ、医師の問診でノロウイルスの疑い、または検査でノロウイルス確定と診断された人の割合が有意に低いことが分かりました。この結果をラクトフェリン国際会議（2013年10月、イタリア・ローマで開催）で発表しました。

2013年10月に開催されたIDF World Dairy Summit 2013（横浜）では、乳および当社独自素材に関する科学、技術、栄養、機能性、分析技術について多数の研究発表を行いました。「GC/MSを用いたメタボロミクスに基づくチーズの親水性成分プロファイリング」、「妊婦および乳児への*Bifidobacterium*投与による新生児のアレルギー疾患の初期予防と腸内細菌叢への効果」というテーマでの特別講演会における2件の講演の他、17題のポスター発表を行いました。乳製品の技術に関する分野では、アイスクリーム、チーズ、乳飲料などの品質に及ぼす各種条件の影響に関する発表を行いました。また、栄養分野では、牛乳中エクソソーム、人工濃厚流動食や高度分解乳の栄養価と抗原性、さらに、ビフィズス菌の比較ゲノム解析を通じたヒト腸管に常在するビフィズス菌の特徴や、当社独自のビフィズス菌BB536に関する機能性研究に関する発表を行いました。他にも乳素材に関する独自の研究の一端として、ラクトフェリン、ラクチュロース、新規ACE阻害トリペプチドMKPなどに関する発表を行いました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、主として期末日現在などの判断に基づき金額を見積った項目があります。

特に以下の項目に関する見積額は、実際の結果と異なる可能性があります。

①貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、今後の個別の業況などによっては、追加引当もしくは取崩しが必要となる可能性があります。

②退職給付費用および債務

退職給付費用および退職給付債務は、割引率など数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

③投資有価証券の減損

投資有価証券については、その価値の下落が一時的ではなく回復可能性が無いと認められる場合に減損処理を実施しておりますが、今後の市況や投資先の業況などにより、さらに減損処理が必要となる可能性や価格が回復する可能性があります。

(2) 財政状態

①貸借対照表の状況

当連結会計年度末の資産の部は、有形固定資産合計額が従来非連結子会社であった浦幌乳業㈱を当第1四半期連結会計期間より連結子会社とした影響などで増加しましたが、一方で、社債の償還に伴う「現金及び預金」の減少や、前期末が金融機関休業日であったことなどによる「受取手形及び売掛金」の減少が大きく、合計では前連結会計年度末に比べ、79億2千万円減の3,605億7千8百万円となりました。

負債の部は、社債の償還により借入金及び社債の総額が減少したことなどから、合計では前連結会計年度末に比べ、121億2千9百万円減の2,396億1千9百万円となりました。

純資産の部は、「利益剰余金」の増加や上場有価証券の時価上昇に伴う「その他有価証券評価差額金」の増加により、合計では前連結会計年度末に比べ、42億9百万円増の1,209億5千9百万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の31.4%から33.3%に、1株当たり純資産額は前連結会計年度末の469.07円から486.84円になりました。

②財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社（提出会社）は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関14行と総額300億円のコミットメントライン契約を締結しております。

③キャッシュフローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1. 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりです。

	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期
自己資本比率 (%)	28.4	31.3	30.8	31.4	33.3
時価ベースの自己資本比率 (%)	25.8	21.4	22.2	19.2	22.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (倍)	4.4	3.7	5.0	5.5	4.7
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	17.3	16.1	13.4	12.8	14.6

自己資本比率：(純資産－新株予約権－少数株主持分)／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

※ 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

※ 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数により算出しております。

※ 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前年比1.4%増の5,992億7千3百万円となりました。当社（提出会社）の売上高は、前年比0.6%減の4,436億4千万円であり、その概況は以下の通りです。

市乳

牛乳類は、「あじわい便り」などの白物乳飲料は前年を大幅に上回りましたが、「森永のおいしい牛乳」や成分調整牛乳「まきばの空」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上をわずかに下回りました。

乳飲料等は、「マウントレーニアカフェラッテ」シリーズは前年を上回りましたが、「ピクニック」シリーズや「リプトンミルクティー」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

ヨーグルトは、「濃密ギリシャヨーグルトパルテノ」や「ラクトフェリンヨーグルト」が前年を大幅に上回りましたが、「ビヒダスヨーグルト」シリーズが前年を下回ったことから、全体でも前年の売上をわずかに下回りました。

プリン等は、「森永の焼プリン」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

これらにより、市乳の売上高は2,045億9百万円（前年比1.2%減）となりました。

乳製品

粉乳は、調製粉乳の「森永ドライミルクはぐくみ」や「森永フォローアップミルクチルミル」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上をわずかに下回りました。

バターは、家庭用バターが前年を下回りましたが、業務用バターが前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

チーズは、クラフトブランドの「モツァレラチーズ」が前年を上回りましたが、「スライスチーズ」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

これらにより、乳製品の売上高は919億4千1百万円（前年比0.4%減）となりました。

アイスクリーム

アイスクリームは、「PARM（パルム）」が前年を上回りましたが、「MOW（モウ）」や「ピノ」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上をわずかに下回りました。

これらにより、アイスクリームの売上高は510億3千7百万円（前年比0.4%減）となりました。

その他

不動産事業収入の減少のほか、「リプトンフルーツティー」が前年を下回りましたが、業務用クリームなどが前年を上回り、特に「TBCドリンク」シリーズが大幅に前年を上回りました。

これらにより、その他の売上高は961億5千1百万円（前年比0.5%増）となりました。

当連結会計年度の利益面では、連結営業利益は前年比17.9%増の119億8千2百万円、連結経常利益は前年比17.5%増の123億9千5百万円となりました。連結当期純利益は、生産体制効率化のための費用が増加したこともあり、前年比3.5%減の48億3千9百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度は、主として生産設備の新設、更新および合理化と販売体制の強化を目的として総額167億円（有形固定資産）の設備投資を実施いたしました。セグメント別の内訳は次のとおりであります。

食品事業	15,157百万円
その他事業	1,095 〃
計	16,253 〃
消去又は全社	490 〃
合計	16,743 〃

このうち提出会社（当社）では、総額101億円（消去前）（有形固定資産）の設備投資を実施しております。内容といたしましては、食品事業を主としており、主に次のとおりであります。

東京多摩工場	市乳・ヨーグルト設備増強他
利根工場	デザート設備増強他
中京工場	市乳・冷菓設備増強他
支社・支店	販売および物流設備増強他

食品事業における、連結子会社の設備投資としては、主に次のとおりであります。

ミライGmbH	乳原料設備増強他
浦幌乳業㈱	生クリーム設備増強他
横浜乳業㈱	ヨーグルト設備増強他

その他事業においては、エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱における賃貸不動産の改修工事などを実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
生産設備									
神戸工場 (兵庫県 神戸市灘区)	食品事業	乳飲料・ヨーグルト・流動食製造設備	12,699	9,470	1,437 (16,424)	102	5	23,715	121 [2]
東京多摩工場 (東京都 東大和市)	食品事業	市乳・飲料・デザート製造設備	3,968	4,652	13,488 (106,385)	88	133	22,331	241 [24]
利根工場 (茨城県常総市)	食品事業	デザート製造設備	3,194	4,704	1,637 (226,435)	37	18	9,591	193 [88]
別海工場 (北海道 野付郡別海町)	食品事業	乳製品製造設備	3,431	4,695	34 (111,752)	31	—	8,192	117 [30]
中京工場 (愛知県江南市)	食品事業	市乳・飲料・アイスクリーム製造設備	2,533	3,194	1,653 (76,452)	33	46	7,461	174 [229]
近畿工場 (兵庫県西宮市)	食品事業	市乳・飲料・乳製品製造設備	1,571	1,583	3,752 (53,736)	66	16	6,989	115 [27]
東京工場 (東京都葛飾区)	食品事業	市乳・飲料・デザート製造設備	1,910	3,316	154 (66,883)	63	4	5,449	148 [49]
その他生産設備 8工場 北海道地区2 東北地区2 関東地区2 甲信越、東海地区2	食品事業 その他事業	市乳・飲料・乳製品・アイスクリーム・乳加工品製造設備	6,240	9,338	1,525 (270,374)	125	169	17,399	344 [146]
その他の設備									
本社・その他 (東京都港区、 目黒区、神奈川県座間市・他)	食品事業 その他事業	研究所建物・その他土地	5,398	355	10,004 (1,016,047)	531	1,210	17,500	894 [47]
支社・支店・センター 東京支社 (東京都港区) 他全国8支店 (東北、関越、東海、北陸、関西、中国、四国、九州)・関東および関西地区 4センター	食品事業	販売・物流機器ほか	2,416	177	7,384 (141,848)	1,118	1,019	12,116	776 [49]
合計	—	—	43,366	41,489	41,072 (2,086,340)	2,198	2,622	130,749	3,123 [691]

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 神戸工場は神戸市より土地138,375㎡を賃借しております。

3 その他の設備の「本社・その他」および「支社・支店・センター」に記載している土地の主なものは、次のとおりであります。

区分	面積(m ²)	金額(百万円)	区分	面積(m ²)	金額(百万円)
「本社・その他」			「支社・支店・センター」		
栃木県那須郡那須町	638,419	138	中国支店 (岡山県岡山市他)	29,859	992
北海道恵庭市	55,598	9	東京支社 (千葉県船橋市他)	29,208	1,607
宮城県仙台市 宮城野区	39,358	1,372	東海支店 (愛知県江南市他)	24,481	2,057
宮崎県宮崎市	38,626	737	九州支店 (熊本県熊本市他)	24,333	1,054
徳島県名西郡石井町	32,439	639	四国支店 (香川県高松市他)	12,579	761

4 上記の他、一部建物等について連結会社以外の者から賃借しております。(16千㎡、581百万円/年)

5 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (各生産工場)	食品事業	市乳・飲料製造設備他	主として5年	143
その他の設備 (各事業所)	食品事業	大型コンピュータ 中小型コンピュータおよび パーソナルコンピュータ	4～5年	113

6 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

7 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
エム・エム・プロ パティ・ファンデ イング(株) (賃貸ビル) (東京都港区)	その他事 業	賃貸ビル	3,321	2	20,009 (6,137)	4	—	23,337	— [—]
富士乳業(株) 本社工場 (静岡県駿東郡 長泉町)	食品事業	アイスクリー ム製造設備	1,849	3,444	534 (17,424)	37	11	5,877	94 [110]
エムケーチーズ(株) 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	チーズ・デザ ート製造設備	1,706	2,222	453 (48,552)	47	44	4,474	162 [—]
横浜乳業(株) 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	市乳・飲料・ デザート製造 設備	1,248	1,976	1,117 (37,343)	71	—	4,414	151 [—]
東北森永乳業(株) 仙台工場 他 1 工 場 (宮城県仙台市宮 城野区他)	食品事業	市乳・飲料製 造設備	1,964	1,152	417 (44,777)	22	5	3,561	116 [49]
沖縄森永乳業(株) 本社工場 (沖縄県中頭郡 西原町)	食品事業	市乳・飲料製 造設備	1,852	1,032	520 (14,933)	10	118	3,533	76 [6]
浦幌乳業(株) 本社工場 (北海道十勝郡 浦幌町)	食品事業	生クリーム・ 市乳製造設備	1,321	1,891	50 (38,224)	22	27	3,312	51 [2]
(株)デリーフーズ 東京本社 (東京都港区) 他全国 8 支店 (東北、新潟、東 海、北陸、大阪、 中国、四国、九 州)・1センター (九州)	食品事業	販売物流機器 ほか	931	51	1,808 (45,087)	57	52	2,901	323 [29]
熊本乳業(株) 本社工場 (熊本県熊本市)	食品事業	市乳・飲料・ 練乳製造設備	627	1,272	850 (40,342)	15	87	2,854	104 [46]
(株)シェフオーレ 本社工場 (千葉県八千代市)	食品事業	デザート製造 設備	1,464	54	640 (16,583)	8	174	2,342	49 [240]
東洋乳業(株) 本社工場 (広島市安佐北区)	食品事業	市乳・飲料・ デザート・ア イスクリーム 製造設備	747	711	668 (45,458)	22	30	2,180	75 [18]
北海道保証牛乳(株) 本社工場 (北海道小樽市)	食品事業	市乳・飲料製 造設備	546	848	476 (19,821)	9	87	1,968	62 [9]
(株)リゾンコーポレ ーション(賃貸ビ ル) (東京都港区)	その他事 業	賃貸ビル	1,915	25	— (—)	13	—	1,954	— [—]

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
物流設備 (物流センター)	食品事業	物流関連設備	7年	4

3 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
ミライGmbH 本社工場他1事 務所 (ドイツ ロイ トキルヒ市)	食品事業	原料乳製品 製造設備	1,438	3,145	181 (174,235)	191	—	4,957	205 〔—〕

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (ドイツ ロイト キルヒ市)	食品事業	原料乳製品製造設備	2～6年	333

3 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末における設備の新設、拡充、改修等の計画のうち、重要なものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	資金調達 方法	投資予定金額		着手及び完了予定年月	
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手	完了
当社 東京多摩工場	東京都 東大和 市	食品事業	ヨーグルト製造設備	自己資金 借入金等	858	—	平成25年 12月	平成26年 7月
当社 東京多摩工場	東京都 東大和 市	食品事業	市乳製造設備	自己資金 借入金等	2,175	243	平成25年 12月	平成27年 6月
当社 利根工場	茨城県 常総市	食品事業	デザート製造設備	自己資金 借入金等	2,270	480	平成25年 12月	平成28年 4月
森永北陸乳業(株)	福井県 福井市	食品事業	菌末製造設備	借入金等	1,800	3	平成25年 10月	平成26年 10月
ミライ GmbH	ドイツ ロイト キルヒ 市	食品事業	乳原料製造設備	借入金等	145百万 ユーロ	6百万 ユーロ	平成26年 3月	平成31年 1月

(注) 上記金額には、消費税を含んでおりません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末において、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月30日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	253,977,218	253,977,218	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株 であります。
計	253,977,218	253,977,218	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。
平成17年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	47	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月28日 至 平成37年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② 会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づく新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	47	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 357 資本組入額 179 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成37年8月12日から平成38年8月11日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
4. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
5. 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成19年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	58	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成39年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年8月14日から平成39年8月13日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	69	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月13日 至 平成40年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247 資本組入額 124 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年8月13日から平成40年8月12日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	107	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	107,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 324 資本組入額 162 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年8月13日から平成41年8月12日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	107	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	107,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月13日 至 平成42年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 268 資本組入額 134 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれ

に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年8月13日から平成42年8月12日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	108	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月13日 至 平成43年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 271 資本組入額 136 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成42年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年8月13日から平成43年8月12日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	108	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月14日 至 平成44年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 223 資本組入額 112 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成43年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成43年8月14日から平成44年8月13日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

